

ソーシャルメディア運用方針

令和4年 4月15日

志免町長 様

志免町ソーシャルメディア運用要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり取り決めます。

運用者（所属課等名）	議会事務局
アカウント名	志免町議会
登録 URL	https://www.youtube.com/channel/UCIQ4LHzxY5cNOLBPt41IurA
利用目的	町議会定例会本会議の録画配信を行うため
利用するソーシャルメディアの種類	☐ ツイッター ☐ フェイスブック ☐ インスタグラム ☒ その他（ ユーチューブ ）
発信内容	町議会定例会本会議の録画映像
運用期間	令和4年1月13日～ 年 月 日
質問や意見への対応方法	コメントに対して回答は行わない。発信内容に対する意見、問い合わせについては町ホームページの「ご意見箱」からいただくか、直接議会事務局へ問い合わせさせていただく。
備 考	

（利用規約）

1. 注意事項

以下の項目に該当する場合は利用をご遠慮ください。投稿内容に関係のないコメントや下記事項に該当すると判断したコメントは、予告なく削除又は利用制限等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・法令に違反し、又は違反するおそれがある場合
- ・公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- ・犯罪行為等を誘発し、又は誘発するおそれがある場合
- ・本人の承諾なく個人情報を開示、漏えいするなどプライバシーを侵害し、又は侵害するおそれがある場合

がある場合

- ・ 第三者に損害又は不利益を与え、又は与えるおそれがある場合
- ・ 第三者を誹謗中傷し、又は誹謗中傷するおそれがある場合
- ・ 政治・宗教・営利活動等を目的としている場合
- ・ 同一の利用者により、同一内容のコメントや似通ったコメントが繰り返し投稿される場合
- ・ 記載された内容が虚偽又は著しく事実と異なる、又は誤解を招くおそれがある場合
- ・ YouTube の利用規約に反する場合
- ・ 有害なプログラムへの誘導をする場合
- ・ その他、運営上、不適当であると判断される場合

2. 知的財産権の帰属

当メディアに掲載されている音声、動画、記事等の著作権は、志免町議会（以下「町議会」という。）及び町議会以外の正当な権利を有する者に帰属します。当該メディアの内容については、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

3. 免責事項

(1)当メディアに掲載する情報の正確さには万全を期していますが、町議会は掲載情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではなく、その投稿した内容を利用者が利用し、又は信用したことによって利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

(2)町議会は、利用者から投稿されたコメントの内容を他の利用者が利用し、又は信用したことによって利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

(3)町議会は、利用者間又は利用者と第三者の間のトラブルによって利用者又は第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

(4)YouTube は YouTube LLC によって運営されており、町議会は YouTube のシステムに関する御質問等について一切お答えすることができません。また、町議会は、当メディアに関連する事項に起因し、又は関連して生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

(5)町議会は、予告なく運用方針を変更し、運用方法を見直し、又は当メディアの運用を中止する場合があります。